

**坂出市障がい者福祉計画
(中間見直し版) および
第7期障がい福祉計画
の策定について**

令和5年6月8日

坂出市ふくし課

1 計画策定の背景

本市では、平成9年に『坂出市障がい者福祉計画「共に生きる・坂出ふれあいプラン」』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を前提とした社会の実現をめざしてきました。

また、平成19年に『坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」を基本理念として、各種施策の展開を図り、平成27年には『坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画』の策定を行うとともに、平成30年には児童福祉法に基づく「第1期障がい児福祉計画」を包含した「第5期障がい福祉計画」を策定しました。さらに、令和3年には『坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）を含む。』を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

その間、国では、平成23年に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、また、平成25年に、障害者基本法の趣旨を踏まえ、障害者自立支援法を「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正施行されるとともに、平成28年に障害者総合支援法および児童福祉法が改正され、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。直近の令和4年12月の法改正では、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現していくための措置を講ずる（改正障害者総合支援法）とともに、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化（改正児童福祉法）を図っています。

また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国・地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などが定められ、令和3年6月には事業者による合理的配慮の提供の義務化などが定められる改正法が公布され、令和6年4月に施行される運びとなっています。

このような法制度の変化や障がい者およびその家族のニーズの多様化に対応するとともに、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、6年計画の「坂出市障がい者福祉計画」の中間見直しを行うとともに、令和5年度で計画の期間が終了する現行計画を改訂し、新たに「第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）」を策定します。

2 障がい者福祉制度の変遷（国の動向）

H18年4月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 定率負担
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障がい程度区分）の導入等

H19年9月 「障害者の権利に関する条約」に署名（未批准）

- 内容（全50条） 障がい者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保。障がいに基づく差別の禁止など。

H22年6月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成22年12月17日の「障害者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」の一部改正

「障害者差別解消法」制定

- 平成25年6月19日 成立
- 平成28年4月1日 施行
- 差別禁止部会の意見に基づき策定
- 差別の禁止、人権被害救済などを規定

「障害者基本法」改正

- 平成23年8月5日 公布・施行
- ※一部は政令で定める日

「障害者総合支援法」制定

- 平成24年6月27日 公布
- 平成25年4月1日 施行
- ※一部は政令で定める日

平成26年2月 「障害者の権利に関する条約」国内発効

「障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律」制定

- 平成28年5月25日 成立
- 平成30年4月1日 施行
- ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築など

「障害者総合支援法等(※1)」および「児童福祉法等(※2)」の一部の法改正

- (※1) 令和4年12月16日公布
- (※2) 令和4年6月15日公布
- ※一部は政令で定める日

「障害者差別解消法の一部を改正する法律」制定

- 令和3年6月3日 成立
- 令和6年4月1日 施行
- ・事業者による合理的配慮の提供の義務化など

3 計画の位置づけ

3-1 坂出市障がい者福祉計画

(1) 法的な位置づけ

「坂出市障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、「障がい者福祉に関する基本計画」の位置づけになります。

(2) 国の障害者基本計画（第5次）の策定（令和5年3月）

- 障害者基本法に基づき政府が策定する障がい者施策に関する基本計画である「第5次障害者基本計画」（令和5年度～令和9年度（5か年））が策定されました。
- 基本計画では、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。
 - ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
 - ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
 - ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
 - ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会
- 本市の基本計画となる「坂出市障がい者福祉計画」は、国の「第5次障害者基本計画」を踏まえて策定する必要があります。

■障害者基本計画（第5次）体系（分野別施策の基本的方向）

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障害を理由とする差別の解消の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

(1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等 (3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等 (3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上

4. 防災、防犯等の推進

(1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進 (3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済

5. 行政等における配慮の充実

(1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等 (3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4)国家資格に関する配慮等

6. 保健・医療の推進

(1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障害のあることにもに対する支援の充実 (5)障害福祉サービスの質の向上等 (6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7)障害福祉を支える人材の育成・確保

8. 教育の振興

(1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備 (3)高等教育における障害学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障害者雇用の促進 (4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5)一般就労が困難な障害者に対する支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11. 国際社会での協力・連携の推進

(1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進 (3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4)障害者の国際交流等の推進

3-2 坂出市障がい福祉計画

(1) 法的な位置づけ

「坂出市第7期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスの提供に関する具体的な数値目標などを定める計画であり、「障がい福祉に関する事業計画」の位置づけとなります。また、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を包含します。

(2) 第7期障がい福祉計画に係る基本指針

障害者総合支援法第87条に規定されている基本指針は、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として国が作成するものであり、障がい福祉計画は国の基本指針に基づいて策定します。今般国の基本指針が見直され、この見直しに対応して、第7期障がい福祉計画を策定していきます。

<障がい福祉計画見直しのポイント>

○個別施策分野：成果目標に関する事項

- ・施設入所者の地域生活への移行（成果目標の変更）
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）
- ・地域生活支援拠点等における機能の充実（成果目標の追加）
- ・福祉施設から一般就労への移行等（成果目標の変更等）
- ・障がい児通所支援等の地域支援体制の整備（成果目標の追加等）
- ・相談支援体制の充実・強化等（成果目標の追加）
- ・障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（継続）

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新規】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新規】
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助費件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施回数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新規】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新規】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業等に対する訪問等による専門的な指導・助成件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業等の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新規】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

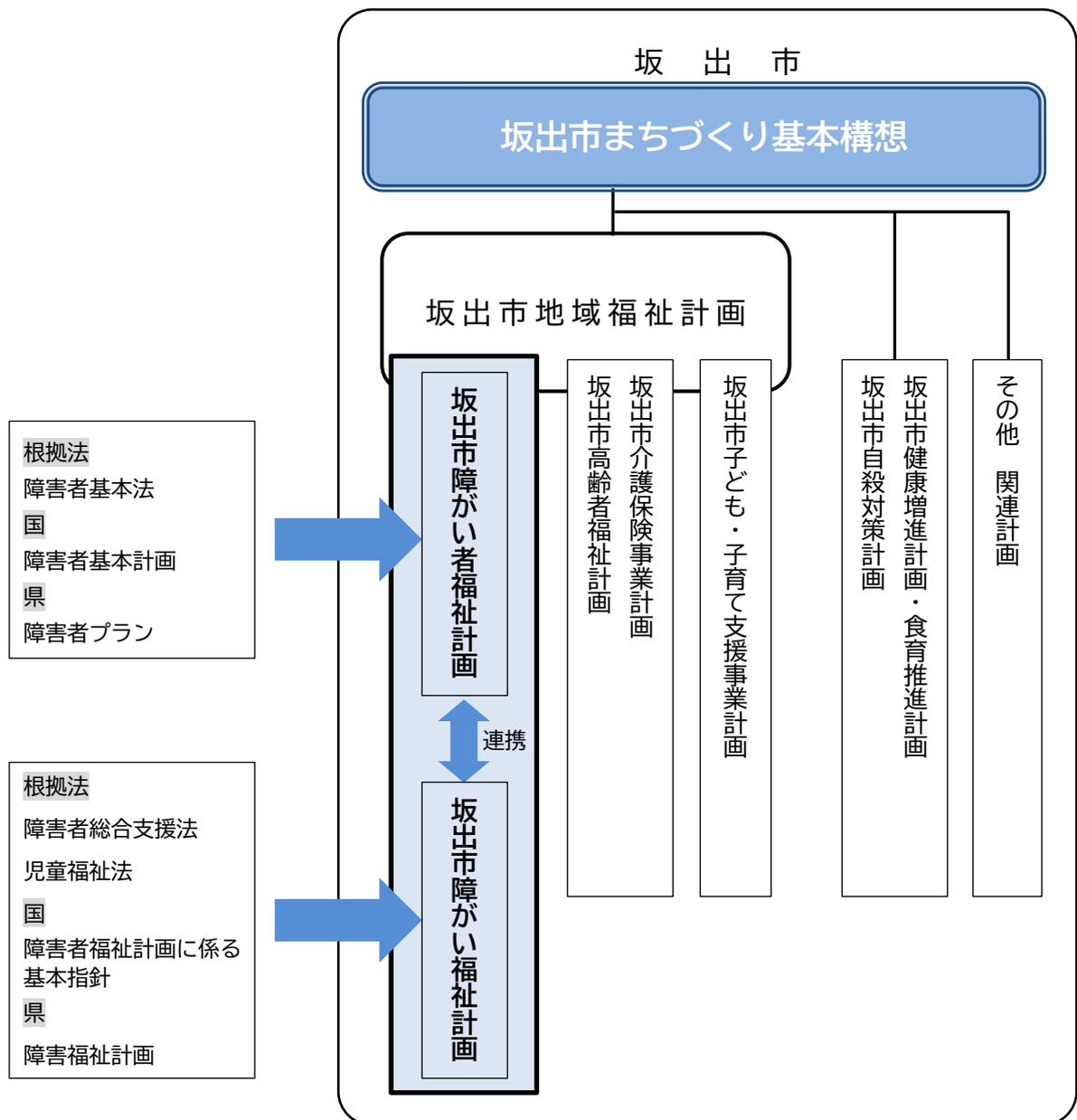
- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導・監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新規】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新規】

資料:障害保健福祉関係主管課長会議資料(令和5年3月10日)より

3-3 市の計画における位置づけ

本計画は、市政の最上位の方針である「坂出市まちづくり基本構想」や福祉分野の上位計画である「坂出市地域福祉計画」に基づいた福祉分野の個別計画です。

計画の推進にあたっては、坂出市高齢者福祉計画・坂出市介護保険事業計画や坂出市子ども・子育て支援事業計画などの関連計画との連携や調整にも十分配慮するとともに、上位計画との整合を図りつつ、新たな課題などにも柔軟に対応していきます。



4 計画の期間

本計画は2つの計画を一体的に策定しており、「坂出市障がい者福祉計画」については、長期的な展望も視野に入れ、計画の期間を令和3年度から令和8年度までの6年間としています。令和5年度は中間年にあたることから、その中間見直しを行います。

また、今回新たに策定する「第7期障がい福祉計画」は、国の基本指針において、計画の期間を「3か年を1期」として定めていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

平成 30年度	平成 31年度 (令和 元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">中間見直し</div>					
障がい者福祉計画（第3期）			障がい者福祉計画（第4期）					
平成27年から6年間		6年間						
第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画を含む)		第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画を含む)						
3年間		3年間				第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画を含む)		
						3年間		

5 計画の対象者

本計画は、障がい者（児）や難病患者、およびその家族、介助者を主な対象とします。

「障がい者（児）」とは、障害者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人を総称するものです。

6 計画の策定にあたって

(1) 策定協議会での審議

計画策定にあたっては、「策定協議会」を設置し、アンケート調査やヒアリング調査結果、障がい福祉サービスの事業量、計画書の内容などについて検討を行います。

(2) アンケート調査の実施

A. 当事者向けアンケート

令和2年度に実施したアンケート項目を基本とし、近年の障がい者福祉施策の動向等を反映した内容のアンケート調査を行います。

調査対象者	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のそれぞれ所持者		
配布数	身体障がい者手帳所持者	1,000人	合計 1,400人
	療育手帳所持者	200人	
	精神障がい者保健福祉手帳所持者	200人	
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回収（インターネットによる回答も可能とする。）		
調査期間	令和5年6月に配布し、3週間程度の調査期間とする		

B. 障がい福祉に関するアンケート（新規）

障がい福祉に関する市民の意識を調査することを目的に、障害者差別解消法の認知度や障がい福祉施策に関する意見などを把握するためのアンケート調査を新たに行います。

調査対象者	令和5年6月1日時点の住民基本台帳を基に、18歳以上の中から無作為抽出した1,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収（インターネットによる回答も可能とする。）
調査期間	令和5年6月に配布し、3週間程度の調査期間とする

(3). ヒアリング調査の実施

A. 団体・事業所意向調査

- 障がい者関係団体および事業所に対して意向調査を行います。
- ヒアリング調査票を配布し、シートをとりまとめます。

B. 庁内調査

○前回計画に基づく施策の実施状況を検証するために、庁内各課に対し、ヒアリング調査を行います。

○ヒアリング調査票を配布し、シートをとりまとめます。

(4). パブリックコメント（意見公募）の実施

市のホームページや窓口等において情報公開を行い、広く市民の方からの意見を求めます。